

共同研究変更契約書

国立大学法人筑波大学(以下「甲」という。)及び防衛大学校(以下「乙」という。)は、令和4年4月1日付で締結した「病院設置型加速器 BNCT 中性子源のリアルタイム中性子モニターの開発に関する研究」を研究題目とする共同研究の実施等に関する契約書(以下「原契約書」という。)の一部について、次の条項により変更する契約書(以下「本変更契約書」という。)を締結する。

(研究期間の変更)

第1条 原契約書第3条で規定する

「第3条 本共同研究の研究期間は、本契約締結の日から令和6年3月31日までとする。」を

「第3条 本共同研究の研究期間は、本契約締結の日から令和8年3月31日までとする。」に変更する。

(研究分担のスケジュール変更)

第2条 原契約書の別表第2を本変更契約書別紙のとおりに改める。

(安全保障輸出管理に係る変更)

第3条 原契約書第23条で規定する

「第23条 甲及び乙は、本契約に係る相手方からの提供物又は技術あるいは本契約に係る研究成果を輸出又は非居住者への提出を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

- 2 甲及び乙は、本契約に係る相手方からの提供物又は技術を大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用してはならない。また、本契約に係る当該提供物、技術又は研究成果の提供がかかる目的に使用されることが判明している場合は、直接・間接を問わず輸出又は非居住者への提出を行わない。」

を

「第23条 甲及び乙は、本契約に係る相手方からの提供物又は技術あるいは本契約に係る研究成果を輸出又は非居住者若しくは特定類型該当者への提供を行う場合、外国為替及び外国貿易法等に従い輸出許可取得等必要な手続を行う。

- 2 甲及び乙は、本契約に係る相手方からの提供物又は技術を大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用してはならない。また、本契約に係る当該提供物、技術又は研究成果の提供がかかる目的に使用されることが判明している場合は、直接・間接を問わず輸出又は非居住者若しくは特定類型該当者への提供を行わない。」

に変更する。

(本変更契約書の位置付け等)

第4条 本変更契約書による変更は、各条個別に定める場合を除き、本変更契約締結日以降の研究実施期間に適用される。本変更契約書は、契約締結日以降、原契約書の一部を構成するものとし、また、本変更契約書に定める事項以外の原契約書の条項は何ら変更されないものとする。

(以下余白)

上記契約の締結を証するため、本変更契約書2通を作成し、各1通を保管する。

令和 6 年 3 月 27 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学

分任契約担当役

研究担当副学長

重田 育照

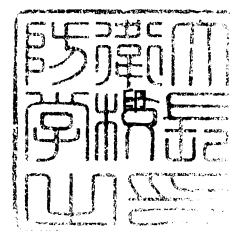


乙 神奈川県横須賀市走水1丁目10番20号

防衛大学校

防衛大学校長

久保 文明



【変更前】

別表第2(第2条関係)

項目	甲	乙	スケジュール
中性子モニターのセンサー部開発		◎	契約締結日～令和4年9月
BNCT 照射場での基礎実験	◎	○	契約締結日～令和5年3月
深部線量計測に向けた改良、高度化	○	◎	令和4年4月～令和6年3月
BNCT 照射場での実用性照射試験	◎	○	令和4年10月～令和6年3月

(注) 主担当は◎ 副担当は○

【変更後】

別表第2(第2条関係)

項目	甲	乙	スケジュール
中性子モニターのセンサー部開発		◎	契約締結日～令和7年3月
BNCT 照射場での基礎実験	◎	○	契約締結日～令和8年3月
深部線量計測に向けた改良、高度化	○	◎	令和6年4月～令和8年3月
BNCT 照射場での実用性照射試験	◎	○	令和6年4月～令和8年3月

(注) 主担当は◎ 副担当は○

